平成２５年（フ）第５２８８号
大阪市阿倍野区丸山通２丁目７番18号
債務者　山口　惠子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３１号
大阪市中央区大手通１丁目３番１号　シャトー大手前701
債務者　小田　真一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３２号
大阪市旭区赤川１丁目１番８―601号
債務者　守田　圭伸（変更前の氏名河野道子）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６２号
大阪市都島区善源寺町１―５―51―903、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番15―206号
債務者　ネイルサロンオグリこと　菊池　亜矢
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９４号
大阪府豊中市蛍池西町２丁目５番28号
債務者　池田　明年
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１６号
大阪市城東区古市３丁目13番10号　ナカノハイツパート２―501号
債務者　藪本　仁美
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８２号
大阪市浪速区稲荷１丁目10番３―701号
債務者　浅井武一郎
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７５８号
大阪市北区天満１丁目18番８号　グリーンコーポ天満橋503号室
債務者　竹村　美世
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０４号
大阪府摂津市鳥飼和道２丁目７番10―303号　ブルージュ摂津
債務者　春　　康彦（旧姓甲野）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３２号
大阪市平野区流町４丁目12番22号
債務者　新田　治生
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３３号
大阪市平野区流町４丁目12番22号
債務者　新田　　登
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３４号
大阪市平野区平野南１丁目４番24号　谷口ビル402、前住所大阪市平野区長吉出戸２丁目１番８―706号
債務者　下林　且人
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２号
広島県福山市引野町５丁目７番20号　B202
債務者　竪山　敬一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４５号
長崎県島原市萩原２丁目5017番地１
債務者　稲田　雅也
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
福島市黒岩字弥生39番地の４
債務者　村上　喜敬
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０２０号
大阪府東大阪市山手町９番４号、申立時の住所名古屋市中区丸の内１丁目９番21号　丸の内ＩＨビル702号
債務者　加納　文菜（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿屋市南町1509番地、前住所鹿児島県鹿屋市寿７丁目２番21号　垂口アパート202号
債務者　用皆　智洋
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係